平成26年度病害虫発生予察指導情報

対象病害虫:イネ・いもち病(No.1)

育苗時および本田初期のいもち病防除の徹底について

平成26年5月19日 鳥取県病害虫防除所

現在、水稲の育苗時期および田植え時期となっていますが、5月に入り気温の高い日が続いている ため、苗いもちの発生リスクが高まっています。発病苗の本田への持込みは、本田での伝染源となる ため、注意が必要です。育苗時~本田初期のいもち病防除に対する注意事項について以下に示します ので、業務の参考としてください。

なお、本県では、平成25年度にストロビルリン系薬剤耐性菌(以下耐性菌)の発生が確認されて います。該当地域では早期発見、早期防除に努めてください。

防除上の注意事項

1) 罹病わらおよび罹病もみの撤去
育苗施設やほ場の周辺に、伝染源となる罹病わら、罹病もみ等を放置しない。平成25年度に
耐性菌が発生した地域では特に注意する。

2) 適切な育苗管理

ハウス育苗や育苗期間の長期化は苗いもちの発生を助長するので、適切な育苗管理を行う。 育苗期にいもち病が発生した場合、発病苗を本田に持ち込まない。

3) 苗いもち対策の強化

耐性菌の発生が確認された地域、苗いもちが発生しやすい6月以降に田植を行う地域、県外産 種子を使用するほ場およびその周辺ほ場では、苗いもちの防除を強化する。なお、ストロビルリ ン系薬剤を使用している育苗施設では、苗いもちの発生状況に十分注意し、防除効果の低下が疑 われる場合は、速やかに病害虫防除所または関係指導機関に連絡する。

4) 適切な肥培管理

過多な窒素施肥は控え、適正な施肥に努める。

5) 補植用置き苗の撤去

置き苗は本田でのいもち病の発生源となるので、早期の撤去を徹底する。